

○議案第33号 守口市水道条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制が導入されることから、更新に係る手数料を定めるため、条例の一部改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。